



# 令和3年度久万高原町特定不妊治療費 助成事業のお知らせ



久万高原町では、不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を行った方に対し、治療費の一部を助成します。

## 1、久万高原町特定不妊治療費助成事業とは

特定不妊治療は、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもをもつことを諦めざるを得ないことが少なくありません。そこで、県が実施している特定不妊治療費助成に加えて、治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに少子化対策を推進することを目的としています。

## 2、対象者

以下のすべてに該当する人

- ・愛媛県が実施する特定不妊治療費助成事業の対象者であること  
（治療の終了が令和3年4月1日以降であること）
- ・特定不妊治療を行った期間に夫婦ともに久万高原町に住所を有していること
- ・夫婦ともに申請日の1年以上前から久万高原町に住所を有していること

## 3、助成金額

治療に要した費用から、愛媛県の助成金を差し引いた残りの金額で、1年度につき20万円を限度とし、助成します。提出書類等を審査の上、交付決定または交付却下通知書を送付し、交付決定の場合は、助成金額を口座振込します。

## 4、申請に必要な書類等

- ①愛媛県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（原本）もしくはその写し
- ②特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し（愛媛県発行のもの）
- ③特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書もしくはその写し
- ④申請者名義の口座



## 5、費用助成申請にあたっての注意点

久万高原町特定不妊治療費助成の申請は、治療が終了した日の属する年度内（愛媛県の決定通知と同じ年度内）に申請することとなっています。そのため、令和3年3月末までに治療が終了した場合は、速やかに申請手続きを行っていただきますようお願いします。

ご不明な点は、久万保健センターまでお問い合わせください。

《申請場所・お問い合わせ》

久万保健センター

☎0892-21-2700